

第408号

### 公益社団法人 徳島県環境技術センタ

徳島市津田海岸町2-33 電 話 (088) 636-1234代) FAX (088) 636-1122 発行責任者 大 坂 利 弘 編 集 者 原 岡 艶 甲 艶甲

## 徳島県が人事異動発令

### 県土整備部長に小林稔氏登用

徳島県は4月1日付けで、定期人事異動を発令した。 センター関連の異動では、企業局長に栄転する中内雅 三県土整備部長の後任に小林稔氏(道路局長)が昇格 し、田尾幹司副部長の後任には、朝日隆之(石井町副 町長)を登用した。また、水・環境課長として、維持 管理標準契約や市町村PFI事業の推進、特別認定管理 士制度の導入等、数々の実績を上げている川端氏は留 任となり、浄化槽業界のさらなる発展が期待できる布 陣となった。

尚、水・環境課浄化槽担当は経営企画・浄化槽担当 となり、人事は次のとおり

### 水・環境課

長 川端 弘祥氏 主查兼係長 井内 江利氏 課 雅敏氏係 長 富永 益弘氏 副課長 福田 任 大場祥一郎氏 課長補佐 青木 正和氏 主 主任主事 鈴江真由子氏

# センター職員人事異動

### 検査部長に藍原君、副部長に川原君起用

県環境技術センターは、4月1日、職員会議を開き 事務局職員の人事異動を発令した。

26年4月1日付けで昇格したのは、竹内英明検査部 長が定年退職となることから、その後任に、藍原芳典 君(検査第一課長)を任命、また、その補佐役に新た に副部長ポストを新設し、検査副部長に川原君(検査 第三課長)を任命した。

尚、川原君の後任として、検査第三課長には西岡卓 馬君(検査第三課長補佐)、計量課長に幸泉さん(計量 係長)をそれぞれ発令した。





さらに、平成26年度は、適正な維持管理の徹底を図 るため県が示した各種施策を堅持し浸透させていく年 であり、特別認定管理士制度や、標準契約による一括 契約、協議会方式による一括契約などの各事業を軌道 に乗せ、維持管理及び検査受検率のアップを図ること を目的として、新たに各種事業の調整や企画推進を担 当する室を創設、初代室長に宮内浩二君を起用した。

検 査 部 長 検査副部長 検査第三課長 計量課長 事業企画推進室長 川原 浩 西岡 卓馬 幸泉 有里

藍原 芳典 (前検査第一課長) (前検査第三課長) (前検査第三課長補佐) (前計量係長) (検査第二課長兼務)

# 特別認定管理士制度スタート

### 

県環境技術センターは、2月21日金~28日金の日程 で、浄化槽特別認定管理士のための現地研修を行った。 これは、特別認定管理士が、現場において11条検査 の代行業務を実施するために必要な技能等を習得する ことを目的として、2月に開催された制度審査委員会 において承認された特別認定管理士31名を対象に研修 を行ったものである。

研修では、管理士に測定機器の校正や実際の浄化槽 から分析用試料の採水を実施してもらい、講師(西岡 課長補佐・淵本検査員)が、検査業務において実際に 発生した事例を挙げながら注意点等の解説を行った。 また、受講者からも経験上の実例を挙げて、どのよう に判断すればよいかや、状況別の採水方法について等、 現場担当者ならではの質問が数多く寄せられ、非常に 有意義な研修であったと好評を得た。

研修修了者には特別認定書等が交付され、いよいよ 特別認定制度が本格的にスタートする。



# 県が維持管理協議会の説明会開催

1月31日、 県水・環境課 は、県内市町 村の浄化槽担 当課長を県庁 に招き、浄化





槽一括契約推進協議会の設立についての協力を依頼した。

当日は、県環境技術センターの大坂会長、県環境保 全協会の岩本会長、県環境整備事業協同組合の中川理 事長が、業界の代表として出席し、挨拶をした。

会議では、最初に、県水・環境課の川端課長が、県の構想を説明。『維持管理一括契約方式は、適正な維持管理を県内に定着させるための方策として最も有効であると考えている。新設浄化槽は、標準契約によって担保されるが、既設浄化槽は、現在、那賀町・神山町のみに留まっている。他の地域でも協議会を設立し、維持管理一括契約を進めたいと考えているので、市町村には、制度の周知・広報等の後方支援をお願いしたい』と趣旨を説明。続いて同課の富永係長が、これまでの実績や具体的な方針について報告した。

その後、各市町村から、疑問点や課題等について意見交換が行われたが、清掃料金については、岩本保全協会会長が『市町村長の了解のもと、厳密な原価計算によって算出した適正な金額で有り、長期間値上げもしていない。この間・車両費・燃料費・人件費等の高騰があったが、すべて事業者の自助努力により吸収している』として理解を求めた。

また、複数の市町村からは、『様々な課題はあると思うが、維持管理の適正化には必要な措置と思われるので、是非協力したい』と賛同する意見が出された。最後に、川端課長が、『汚水については、法的にも市町村

にそれを適正に処理 する責務があるので、 生活排水処理施設と しての浄化槽にも力 を貸して頂きたいと 挨拶し、説明会を閉 じた。



### 会員計報

株式会社 ユニペック

代表取締役社長 高尾重良氏 平成26年2月22日逝去 享年70歳 故人の御霊に対し、謹んでご冥福をお祈りします。

# 指定後至機関全国会議開催

公益財団法人日本環境整備教育センターは、2月24日に「指定検査機関全国会議」を開催した。

この会議は、全国の指定検査機関に対し、教育センターが、情報提供と意見交換を目的として今回初めて開催したものであるが、全国47都道府県の、65検査機関から、91名が参加し、徳島県からは、藍原検査課長が出席した。

まず始めに、環境省浄化槽推進室担当者から、浄化槽行政の最近の動向についての説明があり、引き続いて、教育センター講師より、基本検査の検討状況について報告がなされた。

基本検査は、BOD検査を中心として、浄化槽法令 遵守状況を確認し、所期の性能が確保されているかを 検査するものである。

この基本検査を実施するにあたっては、全ての浄化 槽が検査対象となるため、浄化槽台帳の整備が必須と なる。このため会議では、検討課題として、浄化槽台 帳システムの整備導入マニュアルの概要案も示された。

また議題として、平成26年度全国浄化槽技術研究集会の開催概要が提案され、来年度は、例年より前倒しで、9月17·18日の両日、さいたま市のソニックシティにおいて開催されることが報告された。

特に来年度の集会では、パネルディスカッションで 浄化槽業界の意気込みの大きさを伝えたいとのことで ある。

質疑では、全国の検査機関の担当者から、各都道府 県での取り組みや、直面する諸問題等の事例報告が あった。

最後に、東京都水環境システム協会の高橋会長より、 浄化槽業界にとって検査機関は良心であり、検査機関 の職員はそれを心に業務にあたらなければならないと いう、非常に含蓄のある挨拶で締めくくった。

なお、今回のような全国会議が定期的に開催されることが望まれるところではあるが、教育センターからは、全国各ブロックで開催されている、ブロック会議での活動報告を全国に発信して欲しいとのことであった。



県環境技術センターは、2月13日、徳島グランヴィリオホテルで、県水・環境課と共催による「保守点検技術講習会」を開催、浄化槽関係有資格者138名が受講した。

この講習会は、徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領第12条第3項において規定されており、浄化槽関係業者は、維持管理と設置に携わる有資格者に、技術の向上のため、本講習会を受講させる義務がある。

講習会は、まずセンターの大坂会長が開会挨拶を述べ、続いて、県水・環境課川端課長が、「一括契約制度の推進」について説明した。

講習会は1時限目・2時限目とも、教育センター濱 中俊輔氏が、「浄化槽の高度処理技術の基礎と応用~浄 化槽と下水道」、「汚泥濃縮車・脱水車の活用と課題」 と題して講義した。

続く3時限目には、県環境管理課水質担当の近藤竜 也係長が、「水質汚濁防止法について」と題して、水濁 法を分かり易く解説した。

出席者は、日頃の業務に即した講習であったため、非常に熱心に受講し、講習終了後のアンケートでも、役立つ講習会であったとの多数の回答があった。

なお当日は、浄化槽維持管理関連機器展示会も併せ て開催された。

#### 展示協賛企業は次のとおり

㈱日環商事、メドー産業㈱、四国化成工業㈱ 日新器械㈱、東亜DKK(㈱、taneCREATIVE(株) 旬環境情報





# 環境広報委員会開催

県環境技術センターは2月19日、センター会議室において、第2回環境広報委員会を開催した。



この委員会は、水環境保全に関する普及啓発活動等 の事業活動を協議する委員会で、委員長以下9名の委 員で構成されている。

まず、美馬委員長の開会挨拶のあと、事務局より、平成25年度の活動状況を報告した。

25年度においては、環境広報の普及啓発活動を、県水・環境課と共催で実施した「環境学習出前講座」、や

「夏休みポスターコンクール」をはじめ、長年参加している「阿南市活竹祭」等、多岐にわたって実施しており、それぞれに大きな成果を上げている。

美馬委員長からは、ポスターコンクール等は、非常 に有意義な啓発活動であり、今後も継続して充実した ものとするようにとの意見があった。

委員会は25年度の事業報告を承認、26年度の事業計画についても、現在実施している普及啓発活動については、継続実施するようにと、出席委員全員から承認を得た。

普及啓発活動については、小・中学生等を対象とした、即効性がない事業も含まれるが、将来を担う子供たちへの普及啓発は、非常に重要で、現在徳島県が、この分野の先進県となっており、他府県の検査機関も追随して事業を展開してきている。センターでは、出来る限り、現在の事業を継続して、充実したものとしたいと考えている。

# 第3回 施工技術委員会開催

第3回施工技術委員会が、2月27日(木)午後3時より、 県環境技術センター4階会議室で開催された。

当日は、委員5名が出席、高尾委員長の挨拶のあと、 今回特別に参加していただいた県水・環境課川端課長 から「徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領」の(放 流先の基準)について、改正内容が説明された。

委員からは地下浸透方式による処理に係るガイドライン内容について、施工の立場からの修正案が提案された。

その後、前回からの検討事項である設備士証について協議を行った。

委員会では、「なりすまし」や「名義貸し」を防止するために、資格者本人が現場で立ち会いしていることの証明になる、顔写真入りの設備士証を発行して、現場写真を撮影し、会員自らが率先して行政にその写しを提出することで、適正な施工を推進出来るとして導入を提案している。

川端課長は、法的根拠のない「顔写真入りの設備士証」の提出を設備士に求めることは無理があるが、センター会員が自主的に身分証(登録証)を発行し、それを認知してもらうために活動することは、差し支えないと回答、また、設備士の名義貸しについては、明らかな法令違反になるため、発見した場合は、県として厳正に対処すると発言した。

今後は、設備士証 発行に向け、委員全 員がセンター会員の 設備士に協力を呼び かけていくことを確 認した。



### 「やる気!元気!活気!パワーアップ阿南!」

## 第22回 阿南市活竹祭開催

「第22回阿南市活竹祭」が、3月1日(土)阿南市民会館で盛大に開催された。

活竹祭は、阿南市特産の竹のように、「勢いよく天に向かってまっすぐ伸びていくまちづくり」をテーマに平成2年度から開催されており、今年度で22回目となる。

環境技術センターも、浄化槽による水環境保全の普及啓発を図るべく、毎年参加し活動を展開している。

今年度も、センターの大坂会長をはじめ、阿南地区の会員のみなさんや、南部総合県民局担当者、センター職員など約20名が参加し、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を行った。

当日は、今にも降り出しそうな曇天ではあったが、早朝より多くの来場者があり、非常に活気に満ちたイベントとなった。

センターが設けたブースにも、常時多くの人が詰めかけ、アンケートに協力いただきながら、パンフレットを配布、浄化槽についての啓発を実施することが出来た。

アンケートに協力いただいた方には、エコグッズと 希望者には、センター特製のポップコーン並びに綿菓子を進呈したが、お菓子の製造が間に合わないほどの 盛況ぶりで、最後には発電機が悲鳴を上げ、(エン)ストを起こす場面もあった。

この活竹祭は、毎年継続して行っていることから、センターの認知度を向上させるのに非常に貢献しており、アンケート用紙を記入する際に、「毎年検査受検してるよ!」あるいは、「5千円のところやな、頑張ってよ!」といった激励の声もいただき、実り多い啓発活動となっている。

今年度は、500名以上の方に、アンケートの実施並びに、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発を実施することが出来、たいへん充実したものとなった。



# 水質計量便り

### ~亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定について~

厚生労働省「第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会」 にて、「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令 第 101 号)の一部が改正されました。

亜硝酸態窒素に係る基準 (0.04mg/L) を追加することとなり、平成 26 年 4 月 1 日から施行となります。

これに関連して「水道法施行規則」や「水道施設の技術 的基準を定める省令」、「給水装置の構造及び材質の基準に 関する省令」並びに「建築物における衛生的環境の確保に 関する法律施行規則」についても、それぞれ所要の改正を 行うことになります。

さて、亜硝酸態窒素の追加の概要についてですが、現行 では「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」という合算値で水質 基準が設定されています。

これは、幼児のメトヘモグロビン血症を発症させないよう定められたものです。

しかし近年、亜硝酸態窒素を摂取すると、単独できわめて低い濃度でも、体内で発癌性物質であるニトロソアミンを生成したり、急性毒性を引き起こす危険性を含んでいることがとりあげられ、食品安全委員会から食品健康影響評価(耐容一日摂取量)が示されました。

これを受け厚生科学審議会生活環境水道部会において も審議を経て、水質基準として位置付けるとともに省令他 の改正に至ったようです。

ビル衛生管理法規則では、水質検査の定期的な報告など ビルの衛生管理上必要な措置を定めています。今回の改正 により 4 月 1 日から亜硝酸態窒素が追加されますので、 ご注意ください。<(\_ \_)>

#### ※亜硝酸態窒素

腐敗した動植物や窒素肥料、生活排水、下水等に由来する水中の有機性窒素化合物が、環境中で化学的・微生物学的に酸化及び還元を受け生成されます。

by koizumi

# 事務局だより

### 法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

#### ○11条検査

日程:平成26年4月2日~4月15日

地区:三好市・東みよし町

日程: 平成26年4月16日~4月28日

地区:徳島市

#### ○7条検査

日程:平成26年4月2日~4月25日

地区:徳島市・藍住町・北島町・石井町

上板町・神山町・佐那河内村

### ○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程:平成26年4月2日~4月25日

地区:那賀町全域

#### ○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程:平成26年4月2日~4月25日

地区: 神山町全域

